

柏崎市循環型農業推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）」第16条第1項の規定に基づき、農業経営体が「新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」第一に掲げる特別栽培農産物等生産面積を維持又は拡大するために、活用する有機資材の経費を予算の範囲内で支援することにより、循環型農業を推進することを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機資材 肥料や土壌改良を目的として用いられる100%有機物由来の資材をいう。
- (2) 循環型農業 「新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」で定める持続性の高い農業生産方式を基本とし、農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有し、循環型農業に取り組む農業経営体とする。

(採択条件)

第5条 採択条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 有機JAS認証を受けていること。
- (2) 新潟県特別栽培農産物認証を受けていること。
- (3) 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別

栽培農産物を生産する認証を受けていること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、前条各号に該当する生産面積の合計に係る有機資機材の経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請日が属する年度の11月末日までに循環型農業推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に、第5条の各号に規定する認証の写し及びその対象生産面積を証する書類のほか市長が必要と認める書類を添付し、申請しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、交付する場合にあって循環型農業推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により、交付しない場合にあっては循環型農業推進事業補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を全部又は一部取り消したときは、循環型農業推進事業補助金交付決定取消・返還通知書(別記第4号様式)により通知するとともに、既に補助金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎市循環型農業推進事業補助金交付要綱は令和7年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

循環型農業認証の種類	今年度生産面積10アール当たりの交付単価	前年度から増加した分の生産面積10アール当たりの交付単価の加算額	10アール当たりの交付単価の上限額
（1）有機JAS認証	1,700円	2,500円	4,200円
（2）新潟県特別栽培農産物認証及び国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培農産物を生産する認証	1,700円	2,000円	3,700円

※10アール未満の端数は切り捨て

別記

第1号様式（第8条関係）

循環型農業推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

柏崎市長 様

（申請者） 住所
名称
代表者
（電話）

循環型農業推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請し、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円（(2)で算出される金額）

(1)補助対象経費の内訳

循環型農業認証の種類	①前年度認証生産面積	②今年度認証生産面積	③増加生産面積（②－①）
<input type="checkbox"/> 有機JAS認証	a	a	a ⓑ
<input type="checkbox"/> 新潟県特別栽培農産物認証	a	a	a
<input type="checkbox"/> 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培農産物を生産する認証 【認証制度名 _____】	a	a	a
合計生産面積	a	a Ⓐ	a
（うち、新潟県特別栽培農産物認証及び国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培農産物を生産する認証の合計）	a	a	a ⓒ

※認証の種類は、□にチェックしてください。

※各認証の生産面積は、10a未満は切り捨てた数値で記入してください。

(2) 交付申請額の算出（(1)の表の(A) (B) (C)の面積を記入）

(A)	$a \times 1,700 \text{円} / 10a =$	円
(B)	$a \times 2,500 \text{円} / 10a =$	円
(C)	$a \times 2,000 \text{円} / 10a =$	円
合計金額（交付申請額）		円

2 振込先

金融機関名		口座種別 普通・当座
支店名		
フリガナ		
口座名義人		
口座番号		

3 添付書類

- (1) 循環型農業認証書の写し（1(1)で選択した認証制度のもの全て）
- (2) 循環型農業の対象圃場及びその生産面積一覧表
- (3) 市税に滞納がない旨の証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 9 条関係）

循環型農業推進事業補助金決定通知書兼確定通知書

第 年 月 日 号

（申請者）

様

柏崎市長

印

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった循環型農業推進事業補助金について、下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので、通知します。

記

1 交付決定額及び確定額

金 _____ 円

2 交付条件

- (1) 補助金に関する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付から起算して5年間整備保存すること。
- (2) 循環型農業推進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第 3 号様式（第 9 条関係）

循環型農業推進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

柏崎市長



年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった循環型農業推進事業補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、通知します。

記

（理由）

第 4 号様式（第 1 1 条関係）

循環型農業推進事業補助金交付決定取消・返還通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

柏崎市長

印

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった循環型農業推進事業補助金について、下記の理由により交付決定を全部（一部）取り消すこととしましたので、柏崎市循環型農業推進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 返還期限
- 3 返還方法

< 施行注意 >

交付決定の一部取消しを行う場合には、本文中の「全部」を「一部」に置き換えるものとする。